



平成28年5月13日

各 位

会 社 名 大日本木材防腐株式会社
代表者名 取締役社長 鈴木 龍一郎
(コード番号 7907 名証第二部)
問合せ先 専務取締役 上田 茂夫
(TEL 052-661-1502)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月29日開催予定の第137期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下、「改正会社法」といいます。)が施行されたことにより、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

- (2) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第26条の変更を行うものであります。当該変更については、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年6月29日(予定)
定款変更の効力発生日 平成28年6月29日(予定)

以 上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| 第 1 章 総則 | 第 1 章 総則 |
| <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 | <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> <li style="text-align: right; padding-right: 20px;">(削除) 3. 会計監査人 |
| 第 4 章 取締役および取締役会 | 第 4 章 取締役および取締役会 |
| <p>(員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は 10 名以内とする。</p> | <p>(員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、<u>10 名以内とする。</u></p> |
| (新設) | |
| <p>(選任)</p> <p>第 19 条 (新設)</p> | <p>(選任)</p> <p>第 19 条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> |
| <p>取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> | <p><u>2. 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> |
| <p><u>2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</u></p> | <p><u>3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</u></p> |
| <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 <u>2 年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> | <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 <u>1 年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> |
| (新設) | <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>2. <u>補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の1週間前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条～第24条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は株主総会の決議によって定める。</p> | <p>(削除)</p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(補欠の監査等委員である取締役の予選の効力)</p> <p>第21条 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の1週間前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(社外取締役の責任免除) <u>第26条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p><u>第27条</u> (条文省略)</p> <p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p>(員数) <u>第28条</u> 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(選任) <u>第29条</u> <u>監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) <u>第30条</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(補欠監査役の予選の効力) <u>第31条</u> <u>補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) <u>第32条</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) <u>第33条</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の1週間前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> | <p>(取締役の責任免除) <u>第28条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p><u>第29条</u> (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | |
| <p>(社外監査役の責任免除)</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>第34条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | |
| <p>(報酬等)</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> | |
| <p>(新設)</p> | <p>第5章 監査等委員会</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(監査等委員会の招集通知)</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の1週間前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(常勤の監査等委員)</p> |
| <p>第6章 会計監査人</p> | <p>第31条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> |
| <p>第36条～第37条 (条文省略)</p> | <p>第32条～第33条 (現行どおり)</p> |
| <p>第7章 計算</p> | <p>第7章 計算</p> |
| <p>第38条～第40条 (条文省略)</p> | <p>第34条～第36条 (現行どおり)</p> |

以 上